

東京農工大学大学院農学研究院運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (新設)</p>	<p>本則 <u>(委員会)</u> <u>第7条の3 農学研究院に次の委員会を置く。</u> <u>(1) 農学研究院戦略企画委員会</u> <u>2 前項各号の委員会について必要な事項は、別に定める。</u></p>	<p>新たに戦略企画委員会を設置するための一部改正</p>

附 則 (令和5年10月1日農規則第3号)
この規則は、令和5年10月1日から施行する。